

公的な質保証システムの改善・充実に関する意見 ～「大学設置基準等の一部を改正する省令案」を中心に～

令和 4 年 8 月 5 日
日本私立大学協会

我が国の大学及び学部学生数の7割超を占める私立大学は、建学の精神に基づく裾野の広い教育と学術研究とにより、我が国の産業・経済・社会の発展に大きく寄与してきた。今後も私立大学が、先行き不透明な「未来」を切り拓く人材養成と世界をリードする学術研究により、我が国および国際社会に貢献していくためには、その源泉となる教育と学術研究の「自主性」「独自性」「多様性」が尊重されなければならない。

その意味で、この度の改正が予定される大学設置基準においても、私立大学の特徴たる自主性、独自性、多様性が余すことなく発揮できるよう最大限の配慮が求められる。即ち、大学設置基準については、既にその第1条において「大学を設置するのに必要な最低の基準」とされるように、今後も各大学の創意工夫の余地を残した最低限の基準であることが望ましい。

このような基本的な考え方に立ち、中央教育審議会大学分科会の質保証システム部会の審議まとめ「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（以下、審議まとめ）で示された公的な質保証システムに関する提言について、その後のパブリックコメントで示された大学設置基準の改正案を中心に若干の意見を申し述べたい。

1. 大学設置基準の改正案について

この度の大学設置基準の改正案は、大学教育の多様性・先導性を向上させるため、全体としては基準の緩和により大学の裁量拡大を目指したものであり、その方向性は上述の考え方に照らして概ね妥当と考えるが、以下の点についてはなお検討が必要と考える。

(1) 基幹教員制度について

- 基幹教員制度は、学位プログラムに係る教員の責任の明確化を図るとともに、設置認可時に求められる必要最低教員数について、これまでの専任教員に加えて、専任教員でない者についても、条件を満たすことにより、その算入を可能とするものであり、教育課程の多様な編成を一層推進することが期待される。その一方で、情報公開等により、基幹教員の質保証を図る設計とされているが、この情報公開が私立大学に過度な負担や風評被害をもたらすことのないよう配慮されたい。
- 基幹教員制度はクロスアポイント等の活用により、教育のみならず私立大学経営への寄与も期待できるが、今回の改正が各大学における教員の雇用や学則・就業規則の変更等に及ぼす影響やその具体的な対応策等がなお不透明であり、今後この点についても明示されることが望まれる。
- 現在「私立大学等経常費補助金」は専任教員を算定基準とするが、この度の基幹教員制度との関わりが不明であり、その取扱いについて速やかに示されたい。研究所等において研究のみを行う専任教員も私立大学が掲げる目的実現のための重要な構成員であり、専任教員を引き続きその補助対象とすることが求められる。
- 改正案では、基幹教員については経過措置を設けることが附則に示されているが、

いつまでに基幹教員に改める必要があるのか、その際どのような手続きが必要なのか、全ての大学が対象となるのか等、その具体的な枠組みがなお明確でなく、その詳細について早期の説明が求められる。

(2) 教育課程等に係る特例制度について

- 教育課程等に係る特例制度については、先導的な教育等の諸条件が示されているが、審議まとめでも指摘されているように、意欲ある大学が活用しやすい仕組みとすることが望ましい。
- 教育課程等に係る特例制度では、特例対象規程である「自ら開設の原則」や「単位互換等の60単位上限」によらず、他大学の授業科目で教育課程の大部分を編成することも可能と読み取れる。先導的な教育であっても、それで自大学の学位を授与することには違和感を禁じ得ない。特例制度の認定にあたっては、この点を考慮した慎重な審査がなお必要と考える。
- また、審議まとめにおいては、特例制度を今後の大学設置基準の改善につなげることが企図されている。もとより教育の成果は短期間で測り得るものではなく、特例制度による先導的な取組の成果については慎重な検証が求められる。

(3) 校地、校舎等の施設及び設備等について

- 改正大学設置基準の第35条では、スポーツ施設、講堂や寄宿舎、課外活動施設等の厚生補導施設については、教育又は厚生補導上の「必要性」に応じて設けることとされている。
- 大学の裁量が拡大された点を評価する一方で、これらの施設を通じて正課外で展開される諸活動も大学の重要な教育機能であることを鑑みれば、教育の質保証の視点から、その「必要性」に応じて整備された施設が適切であるか否か、設置認可審査等において客観的に審査されることもまた重要と考える。

2. 定員管理について

- この度の審議まとめでは、基盤的経費の配分や設置認可の審査基準において入学定員管理から収容定員管理へと改めることが提言されている。これらの措置により、現在生じている年度内の累次にわたる追加合格によって生じる入学者調整の弊害の是正等が期待される。
- 一方で、収容定員管理への変更に伴って、中退者による収容定員不足を入学者で補填することとなれば、却って過度な入学者調整を招く可能性も否めない。令和3年度の中退者は57,875人^{*1}を数えており、18歳人口が急減するなかにあっては、地方を中心とする中小規模の私立大学の学生確保と経営に深刻な影響を与えかねないことを危惧する。
- ついては、基盤的経費の配分や設置認可の審査基準を収容定員管理に改める場合であっても、学生募集にあたり入学者が入学定員から大きく逸脱しないための何等かの条件や枠組みの設定が必要と考える。

※1 出典：文部科学省「学生の修学状況（中退者・休学者）等に関する調査（令和3年度末時点）」

以 上